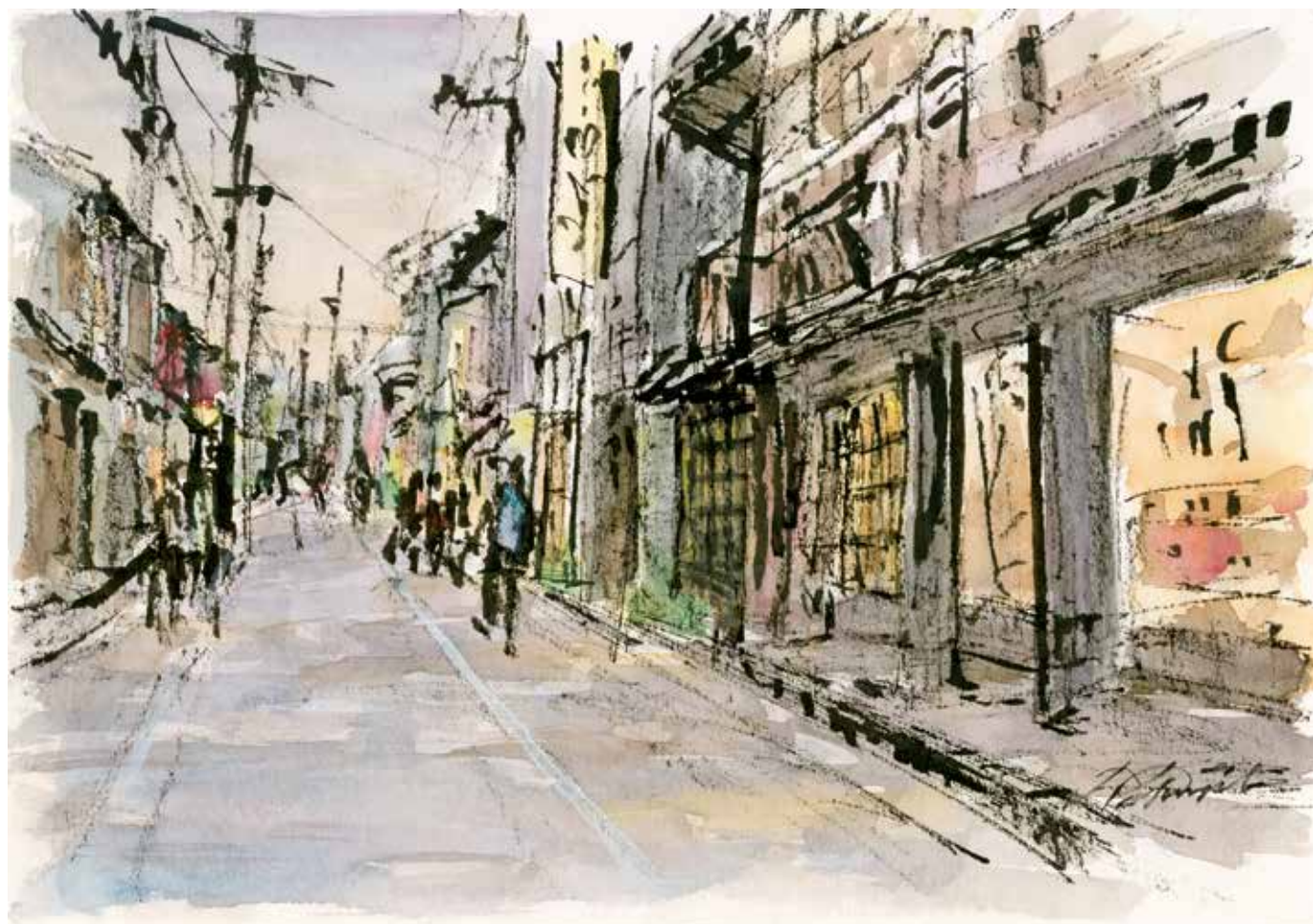


姉小路界限 地域景観づくり計画書

姉小路界限まちづくり協議会

発行：2015 年 1 月



ごあいさつ



姉小路界限まちづくり協議会 会長 市古和弘

「建て逃げ、売り逃げ」と言えば聞こえが良くないが、外部業者による地上げや、隣接者の迷惑などを犠牲にして、自己の経済性のみを追求するマンション建設ラッシュが到来し、このままでは地域が駄目になるという理由で「姉小路界限を考える会」を1995年11月に天性寺で設立しましたところ、地元から47名の参加がありました。また、江戸時代からの伝統である町式目を下敷きにして「姉小路界限地区建築協定」を約100軒の実印をいただき、締結することができました。そして、昨年は寺町通から烏丸通までの広い範囲において、風俗店などの進出を阻止する「姉小路界わい地区地区計画」の条例化についても、関連全町内のご賛同をいただきました。さらには、26軒のご協力をいただき、「建物外観の美装化」の補助事業も実現できました。

こうした行為はどれ一つとっても、ご町内の賛同なしに進められることは何一つありませんでした。それはご自分の所有なさる不動産価値の減少を防止するだけでなく、向こう三軒両隣の単位で連なったご町内が仲良くお互いに協力しあって、品格ある住まいとなりわいを伝承していこうとい

う京都人の美徳が何代にも続いている地域に住む人達の精神性があるから実現できるものです。こうした「地域の思い」が強いからこそ、研究者、ボランティア、マスコミ、海外からの関心が深まるとともに、多数の優秀な専門家のご協力や行政当局のご支援をいただけることもできました。

超高齢化社会の到来や常に変化する社会情勢に対応するためには、地域外の人々にも、「この界限が大事にしている思いや実績」を知っていただき、「建設や営業」に役立てていただき、協力しあってまちを維持・発展させていくことが大切だと思います。こうした趣旨で「地域景観づくり協議会」の制度を市内で6番目に京都市に認定いただき、このほどこの計画書を策定する運びとなりました。まちづくりの将来の担い手である中京もえぎ幼稚園、京都御池中学校、そして、界限の事業者、店舗からも大きな応援をいただいておりますが、「一番大切な担い手はご町内の皆様」です。この20年間のご理解にお礼を申し上げますと同時に、今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私たちも応援しています。



柳池自治連合会会長 藤野英雄氏

本計画書は、平成24年に策定したまちづくりビジョンを実現するために策定されました。これまでの姉小路界限を考える会を中心とした20年にわたる当該地域のみなさの活動に対して敬意を表します。さらにこれからは、これから姉小路界限に来られるみなさんも含めて、住まいとなりわいの共存する京都らしい落ち着いたまちを継承されることを期待します。



初音自治連合会会長 舟越平氏

初音学区は、御池通が学区の真ん中を東西に貫いて学区を分断しています。南側と北側とは町の雰囲気の違いはあっても利便性の良い地域であることには違いありません。特に姉小路界限地区への土地利用活用が活発化する地域になると思われます。そこへ新しく進出しようとする人と従来からの住民がこの地域景観づくり協議会の制度を活用し、互いが京都らしい品格のある姉小路界限を築き上げて頂きたいと思います。



目次

1. 姉小路界限とは……………p.5
2. これまでのまちづくり活動……………p.7
3. まちづくりの現状・課題……………p.15
4. 姉小路界限の将来の姿……………p.18
5. 大事にすること（配慮事項）……………p.20
6. 意見交換の方法……………p.22

よりよい京都を継承するために

794年に平安京に遷った都は、鎌倉や江戸などに政治の中心が離れることはあっても、残り続けました。1868年に明治政府が都を東京に遷しましたが、それまで千年以上に渡って都であったことが、日本の文化を京都に集積させています。そ

のことが、京都が世界に誇れる最大の美德となっています。日本人の心のふるさとともいべき京都、そして姉小路界隈が平和を願う全世界の人々からも愛でられるように後世に継承していきたいです。

住まいとなりわいが共存する行儀よく品格あるまち

京都は、東京に都が遷ったあとの振興策として疏水事業、幹線街路整備、博覧会開催などを行いました。こうした社会状況下で、東海道の終点である三条大橋から西側の三条通近代化が始まりました。特に寺町通～堀川通では今でもその面影が強く、三条通の上品な賑わいを生んでいます。設立20周年を迎える京の三条まちづくり協議会は、今後、祇園祭の山鉾巡行の復帰や電線地中化という大きな夢の実現にむけたまちづくりを始めようとしています。

一方、御池通は、終戦間際の建物疎開により広大な50m幅員に拡張されました。川端通が東端の終点になっていることから、堀川通、五条通など、同規模の道路と比べて大型車や通過交通が少

なく、人や環境にやさしい道路になっています。また、祇園祭などの祝祭空間であり、京都の顔になる道路として整備されており、これからも大型マンションなどの林立や商業施設の集積など、人の集まる通りとなることが期待されます。

このような京都の代表的な特色を持った2つの通りに挟まれた姉小路界隈は、昔ながらの住まいとなりわいが残っています。中低層の建物を中心したまちでは、向こう三軒両隣のご町内が親子三代に渡って、仲良く協力しあって見守り、良好な関係を維持しています。行儀よく美しい品格を保とうとする心があるといえます。こうした風情が、京都らしさを感じさせる通り景観に表れています。

国内外からも広く評価されています

姉小路界隈のまちづくりの取組は、国内のみならず、欧米やアジア諸国からも高く評価されています。経済活動、町並み、生活、文化、交通、コミュニティの調和は世界共通の関心事であり、世界共通の問題解決に向けて姉小路界隈が注目されていることは名誉なことです。



海外からの視察の様子

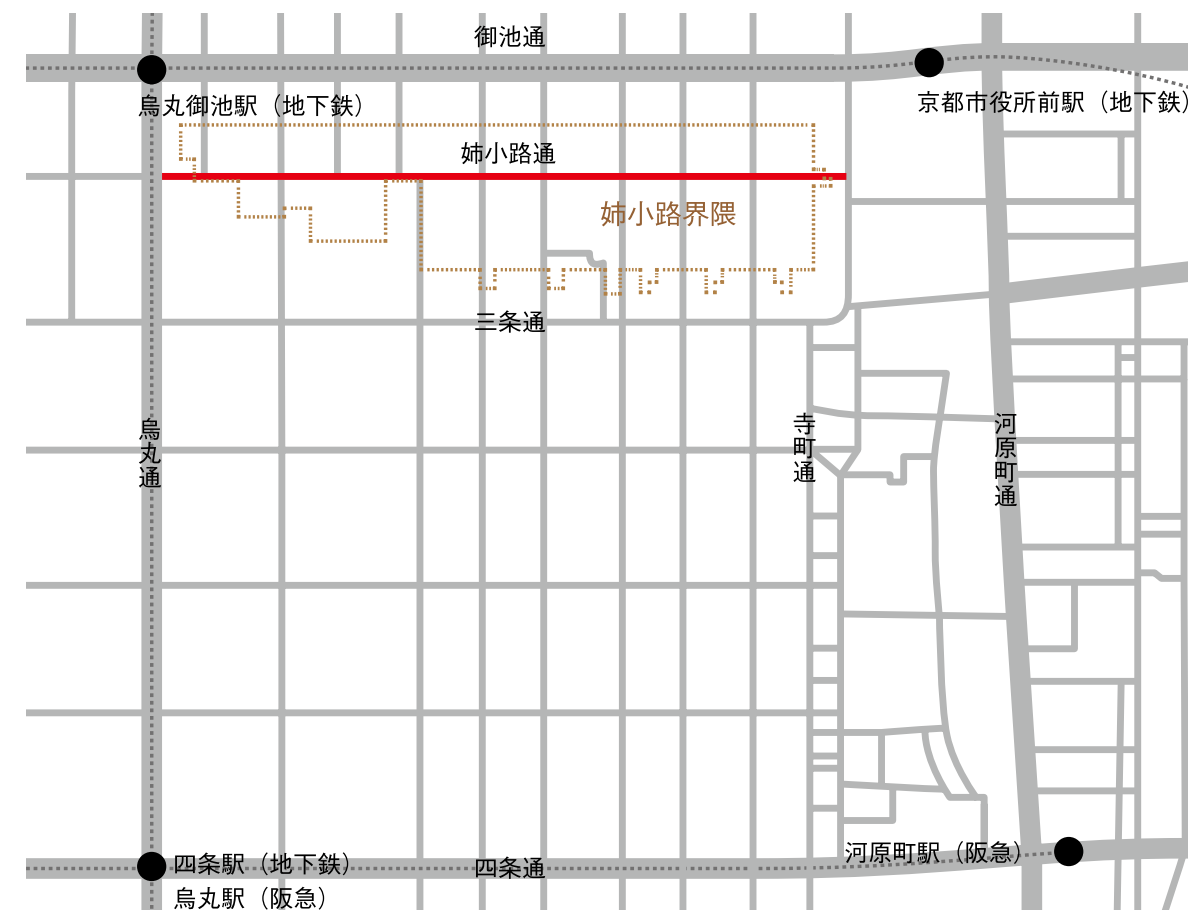
1. 姉小路界隈とは

(1) 立地について

私たちが活動する姉小路界隈は、姉小路通を軸として、北には京都市のシンボルロードである御池通、南には旧街道の歴史と上品な賑わいを有する三条通、東には趣ある商店の建ち並ぶ商店街である寺町通、西には商業やオフィスが集積した京都の都心軸である烏丸通があり、それらに囲まれ

た地域です。

さらに、京都で最も賑わう四条河原町や四条烏丸からも徒歩圏内に位置し、地下鉄烏丸線や東西線の交差する烏丸御池駅などからも近い、まさに都心の中心地といえる立地です。



2. これまでのまちづくり活動

(2) 景観特性について

姉小路界限は、京都の中心地にありながら、比較的静かな住環境をもつ、落ち着いた雰囲気のまちです。文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗、伝統ある旅館、洗練された店舗と京町家などの低層住宅などが調和した町並みがあり、空が広く開けた、開放感のあることが姉小路界限の魅力です。私たちは、先人達から受け継がれたこのまちの魅力を、より素晴らしいものにして後世に引き継いでいきたいです。



文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗

さらに、古き良きものを保存するのみに留まらず、10年間の街なみ環境整備事業の修景などによるさらなる良好な景観の創出や、姉小路通に面する街灯や門灯などを電球色に統一するなど、より優れた町並みを創造しています。

このように、姉小路界限は、住民が主体となった継続的な活動によって、伝統的な町並み保全と新たな景観の創造を両立させた落ち着いた雰囲気を保っているまちです。



伝統ある旅館



街なみ環境整備事業による修景



電球色に統一した町並み

(1) マンション建設計画を契機としたまちづくり活動

1990年代中ごろ、京都市都心部は、高さ45m（それまでは31m）級のマンション建設ラッシュの時代でした。特に利便性に優れる都心部のマンションは人気が高く、業者は強気でした。

姉小路界限は、京都の都心にあるとはいえ、老舗に代表される商店、町家などの住宅が建ち並ぶ、やさしい落ち着いた職住共存のまちです。経済効率性のみを追い続け、三方の山並みに囲まれた京都の美しい景観を損ないかねない無秩序なマンション建設に対して、建設反対を叫ばねばならない状況でした。

しかしながら、単なる反対運動だけに集結するのではなく、地域の住民の多くが一緒になって自分達のまちをもう一度見直そうという動機を持って、1995年10月姉小路界限を考える会が設立され、まちづくり活動が始まりました。

その後の本会の様々な活動は、姉小路界限のまちづくりだけでなく、京都市都心部の都市政策にも大きな影響を与え、2007年の京都市による新景観政策（景観規制の強化、高さのダウンゾーニング）にもつながっています。

(2) 町式目に込めたまちづくりの理念

近代における住民自治の足跡としては、江戸時代に原点を有するものがあり、その一つが住民相互の決まりごとを定めた「町式目」です。柳池学区内では「下本能寺前町」「柳八幡町」「守山町」の式目が確認されています。松下町の井山家に所蔵されていた式目を大阪市立大学谷直樹先生らのご指導の元で1年間勉強会を続け、それを原典として2000年4月に「姉小路界限町式目（平成版）」としてまとめ上げました。

住民がいつでも目にすることができるよう、駒札にして界限の3箇所に掲示しています。



姉小路界限町式目 平成版 駒札

(3) 建築協定の締結

「姉小路界限町式目（平成版）」をまちづくりの理念とし、「姉小路界限地区建築協定」を2002年7月に締結しました。締結時には、約100軒もの家々が実印を押印しました。

協定の主な内容は、①建物の高さは18mまで、②深夜営業のコンビニエンスストアの建設禁止、③家主が同居しないワンルームマンションの建設禁止となっています。



ガス灯の点火（京都新聞提供）

この建築協定締結を記念して、まちづくりのシンボルともいえる「ガス灯」を皆の浄財で建立し点灯式を行いました。そのガス灯は、現在も灯り続けています。この取組は、国土交通省の「まちづくり功労賞」を受賞しました。

(4) 事業者などとの協働した町並みづくり

経済性を最優先させ景観を損ねかねないマンション建設も見られますが、姉小路界隈を考える会が事業者と協力して景観などへの配慮を実現した事例もあります。

「アーバネックス三条」は、おそらく日本初の地域共生型マンション建設事例です。姉小路界隈を考える会と事業者が2年間計17回の協議を続け、協働のプロセスを通じて、設計コンセプトづくりまで行いました。その結果、地域環境に配慮し、さらに100年耐用の高品質の集合住宅が実現しました。この事例は、日本都市計画学会からも表彰を受けました。

次に、旧京都中央電話局を活用して誕生した商業施設「新風館」です。歴史的な建物を継承し、姉小路通に面する外観は町並みとも調和する意匠となっています。さらに、10年目のリニューアル時には緑化修景も行われました。

ほかにも、街なみ環境整備事業を活用した鳥本邸新築工事に際し、設計担当の建築士とも協議し、周辺の町並みに調和したデザインを実現することができました。また、新規店舗の外壁色彩決定に際して事業者と協働し、より良い町並みを実現させた事例もあります。



アーバネックス三条



新風館の北側壁面



街なみ環境整備事業による鳥本邸新築事例

(5) 安心して歩くことのできる道路空間へ

これまで「灯りでむすぶ姉小路界隈（姉小路行灯会）」「まちなかを歩く日」など、道路空間を活用した様々なイベントを実施しています。これらのイベントは、丁寧に界隈のまちづくりの輪を広げるとともに、安心して歩くことのできる道路空間の試行的活用実験にもなっています。

こういった取組を経て、路側帯を拡幅して車道幅員3.8mを3.0mに縮小させる歩行者空間創出の取組を京都市内で最初に実現させました。実現にあたっては、地元町内会と京都市がワークショップを重ね、歩行者の安全を妨げるような商品置き、立て看板、違法駐輪、荷さばきといった路側帯の私的占有を減少させるための改善活動を継続させていく事を確認しました。

また、照明デザイナーや専門家の支援を受けて、道路沿いの街灯について検討を行いました。そして、姉小路通沿いの寺町通から柳馬場通までの間では、街灯はもとより、店舗照明、各家の外灯など、大多数の協力を得て、電球色に取り替えました。姉小路通りの夜の灯りの彩色効果による町並みの統一感を演出することができました。

照明専門家によると、ギラギラ感が少なく温かな光源は鎮静効果があり、各戸の多様な角度からの灯りが存在感を示すことで、安心・安全につながり防犯効果も高いそうです。なおこの事業は、中京区民まちづくり支援事業として、官民が協力して実現できました。



姉小路行灯会



まちなかを歩く日「歩くまち絵巻」(上)、中京もえぎ幼稚園園児による「中京もえぎ音頭」(下)

（６） 街なみ環境整備事業

姉小路界隈の様々な活動および建築協定の締結の成果を踏まえ、姉小路らしい地域の景観に調和することを目的とした街なみ環境整備事業を実施しました。この事業は、建物の修景に対して、費用の一部を国と京都市から補助を受けることができ、2004年9月から2014年3月までの間で、計26軒が建物の修景を行いました。

補助金があるとはいえ、自己資金が必要となる事業に対して、これだけの方々の負担を得て、姉

小路の町並みに配慮した修景を実施できたことは地域の誇りであり、姉小路界隈の町並みに対する意識の高さの表れです。

また、京都市は、街なみ環境整備事業で修景した建物のうち、20軒を「京都を彩る建物や庭園」に選定しました。さらにこれらの中から「登録有形文化財」にランクアップされる候補が数多く現存しており、姉小路界隈の重要な景観資源です。

（７） 京都市都市計画マスタープランへの位置づけ、姉小路界わい地区地区計画の策定

2012年に建築協定の更新を行いました。この間に建築協定に関するトラブルが一度も発生しなかったことは、この協定によって、夜は静かな住環境を守り、姉小路界隈にふさわしくない建物や商業の進出を防止する効果があったといえます。しかしながら建築協定はあくまでも善意のある隣人同士の約束事であるため、より確かな担保力を有する手立てを導入しようという意見がありました。姉小路界隈の落ち着いた風情や住環境にふさわしくない風俗営業店などが進出してくる恐れがあったからです。

2010年5月にはそうした機運が盛り上がったため、専門家を交えた勉強会を開始し、その様子を「姉小路まちづくり通信」（毎月発行）に掲載して情報公開につとめました。2011年9月には地区計画制度の意見交換や説明会を開催し、まちづくりの将来ビジョンや地区計画素案を検討するため、翌月より、毎月第三金曜日の夜7時に月例会議を開催し、地域住民に公開しました。

この会議で地区計画について更なる勉強を続け、姉小路界隈の全住民・地権者を対象とした意



地区計画要望書提出

向調査結果を踏まえながら、まちづくりに関する地域の強い思いである「姉小路界隈まちづくりビジョン」をまとめあげました。「姉小路界隈まちづくりビジョン」は、「姉小路界隈町式目(平成版)」を更に深めた、より具体的なまちづくりの方針と取組を示しており、今も地域のまちづくりの柱と



姉小路まちづくり通信

なっています。こうした経過をふまえ、風俗営業店とカラオケボックスなどを規制する「姉小路界隈地区地区計画(案)」を作成し、2012年8月に「地区計画要望書」を市に提出しました。

これを受けて京都市は、2013年7月に「姉小路界隈まちづくりビジョン」を京都市都市計画マ



スタープラン地域まちづくり構想編「姉小路界わい地区」に位置づけ、「姉小路界わい地区地区計画」を都市計画決定しました。

姉小路界限まちづくりビジョンは、2012年8月に
「地区計画要望書」として地域の思いを取りまとめたものです。

まちづくりビジョン

姉小路界限地区は、姉小路通を軸として東西は寺町通から烏丸通まで、南北は御池通から三条通までの区域において、歴史的な市街地として、低層の戸建てを中心とした落ち着いた町並みが残し、文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる京都らしい品格のあるまちです。

古くからの「町式目」にみられる自主的なルールのもと、お互いに気遣い、お互いに協力しながら、「なりわい」を継承し、もてなしの心を育んできた暮らしの知恵や精神が受け継がれています。

このような地区において、以下に掲げる3つの方針を柱とする「暮らし」と「なりわい」と「文化」のバランスを大切に育むまち姉小路界限の実現を図ります。

- ① 静かで落ち着いた住環境を守り育てるまち
- ② お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち
- ③ まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち

3つのまちづくり方針

① 静かで落ち着いた住環境を守り育てるまち

- 〈方針〉
- 京町家などの連なる、風情ある町並みを保存し、夜は静かで落ち着いた住環境を維持します。
 - 建物や街灯などを、町並みとの調和に配慮したデザインや色彩にします。
 - 公道に占有物のない、きれいな道路を目指します。
 - 楽しく歩ける地域を目指します。
 - 10年間取り組んできた、街なみ環境整備事業や建築協定の取り組みをさらに発展させ、まちの資産価値を守っていきます。
- ↓
- 〈具体的な取り組み〉
- 空き家や空き店舗への風俗店などの進出を防ぐための規制策を検討します。
 - 不特定多数の人が集まる施設や、騒音や悪臭を放つ店舗など、地域にそぐわない店舗の規制策を検討します。
 - 建物を建設する際、外観に京町家のデザインを取り入れることを検討します。
 - 温かみのある灯りの街灯設置の誘導や、各家庭での道路のライティングなどを検討します。
 - 茶色を基調とした地域に合う色彩の電柱を誘導しつつ、将来的には電線の地中化を目指します。
 - 心安らぎ、楽しく歩けるまちを目指し、軒先に植物の鉢植えをおくなど、花や緑を増やします。
 - 自動車の有する負の効用について考察し、自動車利用のあり方を検討します。

② お互いに協力しながら、暮らしとなりわいと文化を継承するまち

- 〈方針〉
- 江戸時代から続く商いや暮らしの論理や思想など、伝統を守っていきます。
 - 文人墨客の看板を掲げる格調ある老舗が集まる姉小路ブランドらしい品格あるまちを継承していきます。
 - 職と住が共存する伝統的な町並みの継承・発展を目指します。
 - 姉小路界限に愛着と誇りをもち、地域を守っていきます。
 - お互いに協力し、良好な人間関係を維持していきます。
- ↓
- 〈具体的な取り組み〉
- 京都都心にある日本屈指の老舗など、伝統的な町並みの継承・発展に資するような店舗を誘導します。
 - まちの人の意見をより取り入れるため、目安箱の設置を検討します。
 - 初めて地域に来られた方にもわかりやすいよう、地域にまちづくりの取り組みを示した標識の設置を検討します。
 - まちの人が自由に語らえる、文化サロンの開催を検討します。

③ まちへの気遣いと配慮を共有し、安全に安心して住み続けられるまち

- 〈方針〉
- 地域に用事のない車の流入の抑制や、公道への私物や看板設置の抑制、バリアフリー、明るい街灯の設置などにより、安心して歩ける人に優しい道づくりを目指します。
 - 自転車の走行マナーを守り、放置自転車のないまちを目指します。
 - 防災訓練や子育ての協力など、安心して暮らせるまちを継承していきます。
- ↓
- 〈具体的な取り組み〉
- 行政とも協力しながら、コミュニティ道路や歩道拡幅、バリアフリーの整備や、通過交通などの不要な姉小路への乗り入れ規制を検討します。
 - 公道での常習的な商品の積み降ろし、荷さばき、施設周辺のタクシーの整理について対策を検討します。
 - 公道への看板や品物の放置、荷さばき車両などの路上駐車規制について対策を検討します。
 - 路上駐輪への対策のため、駐輪場の整備や、駐輪規制を検討します。
 - 安全安心のために、非常ベルの四つ角ごとへの設置、見守りカメラの設置、明るい街灯の誘導などを検討します。

活 動 年 表

年月日	ことがら
1995 年 10 月	姉小路界限を考える会を設立。看板の似合うまちづくりを展開
1995 年 12 月	会報「姉小路界限」を発行 (現在までに 33 号を発行)
1997 年 8 月	灯りでもすぶ姉小路界限を開催 (毎年夏の姉菊屋町地藏盆時に開催)
2000 年 4 月	姉小路界限町式目 (平成版) 策定 (江戸時代からの町式目を基本理念)
2000 年 11 月	「歩いて暮らせるまちづくり」開始
2001 年 3 月	地元、事業者、京都市で、「アーバネックス三条」の計画をまとめた。
2001 年 11 月	御池通京都初の高層マンション建設反対 (3000 人) の署名活動
2002 年 7 月	姉小路界限地区建築協定締結 (90 軒の加入、10 年目更新完了)
2002 年 8 月	アーバネックス三条竣工 (日本都市計画学会賞)
2004 年 9 月	街なみ環境整備事業開始 (2014 年 3 月までに 26 軒の美装化完了)
2007 年 2 月	新京都市景観政策の支持表明書の提出
2011 年 2 月	姉小路通 (御幸町～柳馬場間) 路側帯拡幅工事 (京都市で初事例)
2013 年 1 月	姉小路通街灯 (御幸町通～柳馬場通間) 電球色へ交換
2013 年 2 月	姉小路通電線地中化 (烏丸通～寺町通間) 要望書提出
2013 年 7 月	京都市都市計画マスタープラン地域まちづくり構想策定
	姉小路界わい地区地区計画の都市計画決定
2014 年 5 月	地域景観づくり協議会の認定

- 受賞暦
- 1.「第 1 回景観・まちづくりコンクール」優秀賞
京都市景観・まちづくりセンター | 2000 年
 - 2.「関西まちづくり賞」
日本都市計画学会関西支部 | 2003 年
 - 3.「第 23 回まちづくり功劳賞」
国土交通省 | 2005 年
 - 4.「第 1 回地域住宅計画賞」
地域住宅計画推進協議会 | 2006 年
 - 5.「第 5 回日本まちづくり大賞」
日本都市計画家協会 | 2007 年
 - 6.京都市自治記念式典で表彰
京都市 | 2011 年



3. まちづくりの現状・課題

姉小路界限は、都心部の商業地域にありながら、落ち着いた京都らしさを感じさせる雰囲気を残しています。また、伝統的な町並みを維持するだけでなく、10 年間にわたる街なみ環境整備事業による修景、街灯などの電球色化により、伝統的な町並みに調和した新たな優れた町並みを創造してきました。これらは、地域住民の良好な関係を背景として、実現したものです。

しかし、従来から姉小路界限に馴染みのなかった人が、姉小路界限で建物を建て、あるいはお店を営業する際、地域に関する情報不足から近隣周

辺との摩擦を起こすことが考えられます。例えば、事前に周辺に挨拶すらないままに解体や改装の工事が始まったり、工事のやり方が一方的であったり、また営業が近隣に許容し難いほど無神経であるような場合です。他人の迷惑を犠牲として成り立つような行為は避ける努力が必要です。

こうした摩擦を事前に解消し、少なくとも向こう三軒両隣、さらに近隣では、町内に在する者同士が良好な関係を築くために自分達の課題として取り組むことが求められます。

(1) 伝統的な町並みや落ち着いた雰囲気と調和しない
土地利用（建物・店舗）の出現

京町家などの活用や近隣の町並みに配慮した建物が増えているが、一方で京町家などの伝統的な建物の喪失も進み、また周辺の町並みに対する配慮がされていない建物も見られます。

(2) 歩行者の安全を脅かす道路空間の利用

幹線道路である御池通や烏丸通の抜け道として、地区を通過する自動車が多くなっています。

マナー（通行帯、方向）の悪い自転車が多くなっています。

路側帯が広くなったにも関わらず、立看板、商品陳列、違法駐輪、荷さばき、客待ちタクシーなど、常習的な公共空間の私的占有が目立ちます。

これらを原因とした交通事故が多発しています。

(3) 静かで落ち着いた環境を阻害する店舗などの出現

静穏な地域環境を阻害する深夜まで営業する飲食店や頻繁に荷さばきのため車が出入りをする業態が見られます。

まちづくりの課題

「歩行者の安全を脅かす道路空間の利用」

道路交通法によると交通の妨害となるものを道路に置くことは禁止されています。また、姉小路界隈の道路は、幅員が広くないにも関わらず、自動車通行量が多く、歩行者が安心して歩くことができません。そのために常習的な道路の私的占有は、歩行者の通行に支障があります。

また、派手な色などの看板、テント、のぼりは、伝統的な町並みや落ち着いた雰囲気と調和しません。

荷さばきの車両

通りを占有しての荷さばきは、歩行者、自転車、車いすなどの安全通行の妨げとなります。特に、常習的かつ長時間の荷さばきについては非常に危険な状態といえます。

看板（のぼり旗）

姉小路界隈は姉小路らしい品格ある町並みを大切にしています。たとえ敷地内に設置したとしても、ヒラヒラとした風情は品格あるお店の象徴とはミスマッチです。

商品のせり出し

通りに商品を置くことは、歩行者、自転車、車いすなどの安全通行の妨げとなります。また、敷地内に置く場合でも、姉小路界隈の落ち着いた町並み景観やイメージに調和するように配慮しましょう。



立て看板

通りに看板を置くことは歩行者、自転車、車いすなどの安全通行の妨げとなります。また、路上の看板は、落ち着いた姉小路界隈の町並みにそぐわないです。

迷惑駐輪

長時間の路上駐輪は、歩行者、自転車、車いすなどの安全通行の妨げとなります。特に、居住者や従業員の駐輪等は長時間で、通行人やお客様に大きな迷惑となります。

4. 姉小路界隈の将来の姿

姉小路界隈は、「姉小路界隈町式目（平成版）」に基づき、下記に示すとおり、「居住」「なりわい」「文化性」のバランスを大切に育むとともに、風情ある「町並み」やこちよい「みち」の形成を目指します。

（1）和風主体の建築様式を中心とした町並み

都市格を形成しながら発展する御池通と近代建築と調和した賑わいが魅力である三条通に挟まれた姉小路界隈には、現在、数多くの京町家が存在します。100年以上続く老舗の多くは、その木彫看板と共に、今後も変わらず姉小路界隈の重要な景観資源です。

伝統的なものは、並々ならぬ努力によって残されてきた、かけがえのないものです。まちは文脈の中で変化しており、過去と現在を結んでその投

影線上に将来を展望すると、将来像が浮かんでくると考えています。

そういったことから、姉小路界隈の目指す町並みの軸となるのは、やはり和風建築になります。しかし、都心部という都会性を認識するならば、和風一辺倒に向けるのではなく、京都らしい雰囲気有する優れたデザインも受け入れるべきであり、新旧同居で麗らかな建物が調和し混在した将来が展望されます。

（2）品格ある店舗

姉小路界隈は、三条通や御池通と比べると人通りが少ないですが、100年以上の歴史ある老舗が数多くあります。間口や店構え、由緒ある木彫看板、商品の品質やサービス内容、価格等を見比べてみれば、訪れた誰もが納得できます。さらに、こうした立派な外観ではなく、一見して仕舞屋風のたたずまいのお宅でも、茶道具、呉服、表具、表装など京都の生活文化を支える生業が息づいています。こうした商いは特定顧客との信頼が強く、

暖簾や外観で示す店舗が不要であるため、一見して普通のおうちに見えます。この点は、御池通や三条通と異なる姉小路ブランドの特徴といえます。

姉小路ブランドの向上や新たな姉小路ブランド創出を目指し、近隣環境と調和した姉小路らしい品格が似合うまちづくりにもご協力いただきたいです。



（3）向こう三軒両隣で安心して住み続けられる居住環境

「生まれた地で育ち、働き、そこで一生を終えることが出来るとしたら、人生でこんな幸せなことはない」という言葉がありましたが、姉小路界隈はこうした幸せな人々が大勢いる地域です。これからの本格的な高齢社会では、都会的な、ほどよい刺激と緊張がお年寄りにも必要であると言わ

れています。向こう三軒両隣単位で繋がった町内が仲良くし、協力しあいながら親子三代くらいの長期にわたって安心して住み続けられるような交流が豊かで、静かで落ち着いた、安心して暮らすことのできる居住環境を保全します。

（4）落ち着いた生活文化

文化とは人間の生活様式の全体であり、姉小路界隈の文化とは、先祖も含めて界隈の人々みずからの手で築き上げた有形・無形の成果の総体です。

美術・工芸、伝統、学術、食、もてなし、などメニューの品揃えは豊富です。姉小路界隈には様々な文化発信源が点在しており、エコミュージ

アム的なおもしろさがあります。

京都には寺社仏閣に世界遺産が多いですが、まちなかに暮らす市民の日常生活に対する関心も内外ともに高まっています。姉小路界隈では、落ち着いた生活文化を受け継ぎ、さらに発展できるまちでありたいです。

（5）こちよく歩くことのできるみち

「両側町」を基本的な都市構造としている都心部において、みちは単なる通行の場ではなく、生活の場であり、自分の家と社会をつなぐ接点にあたります。

そして、道路は景観創出の場です。道を歩く人は、次々と自分の目に見えるものによって、心地やすさや親しみやすさを感じます。そのために連続性のある道路景観づくりが重要です。建物だけではなく、道路舗装の適切な維持管理や電線類の地中化など、開放感のある美しい道路空間の創出を目指すべきです。

目が覚めると、ご近所から、家の前を掃き清める箒の音、道を清めるために水撒きされる音などが聞こえます。また、姉小路通を歩いてみると、家々の表には様々な花が美しい彩りを見せ、どの家も個性的で多様な心遣いを感じさせています。

江戸時代からこの界隈に受け継がれる式目の精神である「門口を掃き清めて塵を捨てないで美しく保つこと」、表を歩く人々の安心と安全を心がけ「夜は外灯を照らすこと」、生活する人が道行く人々をもてなす心として「通りに向かっての花や緑の植栽」なども大切にしていきたいです。

5. 大事にすること（配慮事項）

「姉小路界隈の将来の姿」を実現するために、以下の点を大事にしていきます。
新たに姉小路で居住、営業等される方もご協力ください。

（1）伝統ある落ち着いた町並みを保全・再生します。

通りに面する外観は、建物の顔です。誰もが见ている町並みは、皆で創っていくものです。そのために向こう三軒両隣から繋がるご近所に対して調和するよう配慮します。

- ・長年にわたって地域の町並みを形成してきた建物については、保存・活用に努めましょう。また、これらの建物を改修する場合には、周囲の町並みに配慮し、その建物が持つ価値を損なわないようにします。
- ・建物を新築する場合には、和風の意匠や京都らしい優れたデザインを取り入れて、さらに周囲の町並みに配慮したデザインとします。
- ・隣接する敷地との境界部は、道路からの見え方に配慮します。
- ・看板、掲示板などの屋外広告物は、周囲の町並みに調和した意匠にします。また、道路空間の安全に配慮します。

*「姉小路界隈の町並み作法」と姉小路界隈を考える会が作成した「姉小路界隈修景事例集」を参考にしてください。



（2）心地よく歩くことができる道路にします。

道路空間は、向こう三軒両隣を結びつける空間であり、私的に使用するものではありません。歩行者の安全を確保するだけでなく、さらに、心地よく歩くことができるようにします。

姉小路の路側帯に無秩序に駐輪されていた事が原因で不幸な死亡事故による犠牲者がおられることを忘れてはなりません。

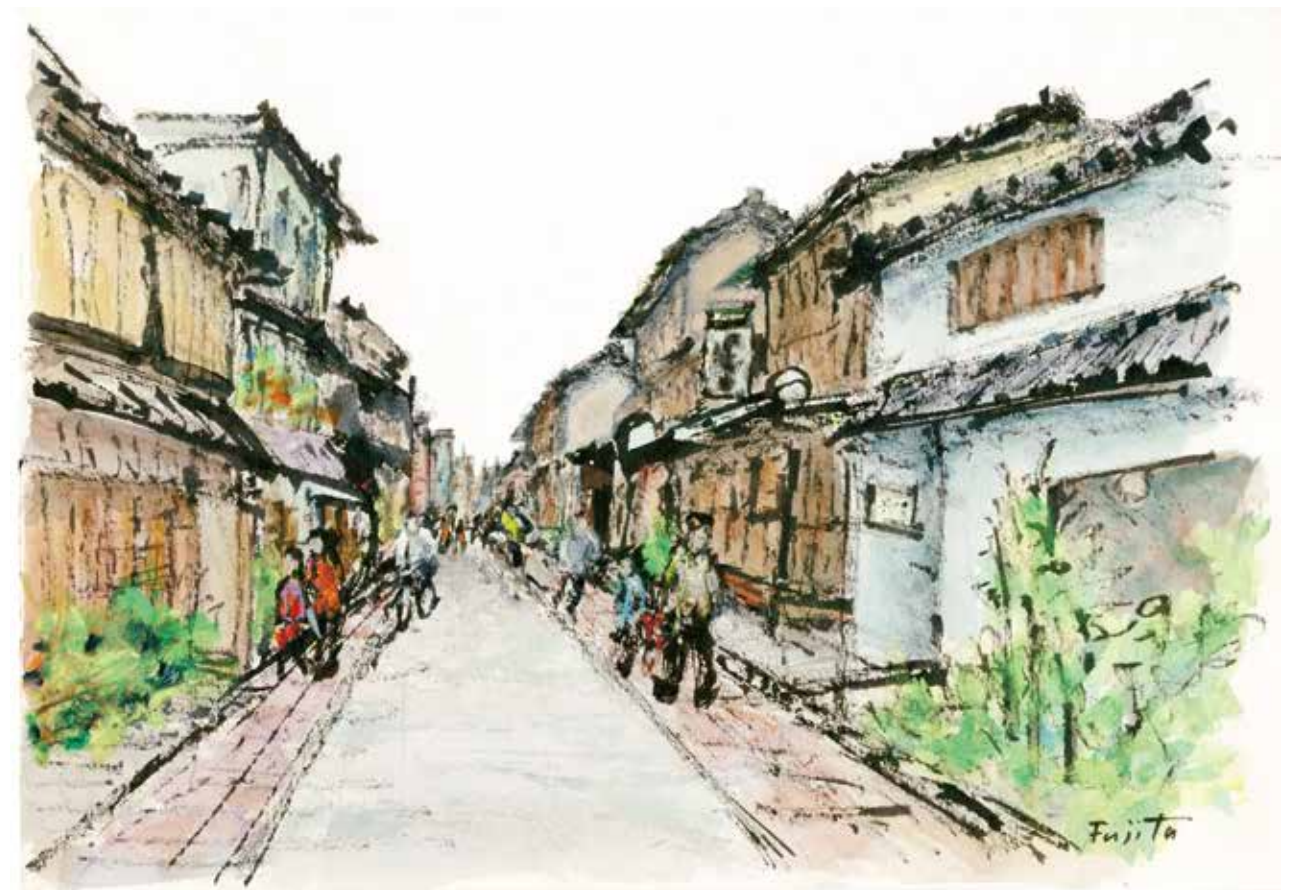
- ・道路へ自転車を放置しません。
- ・道路への商品や看板のせり出しはしません。
- ・歩行者の安全などの妨げになる荷さばきや違法駐車はしません。
- ・建物・敷地入口に設置する照明は、道路側も照らすようにします。
- ・軒先に植物の鉢植えをおくなど、まちに花や緑を増やします。



（3）店舗は、静かで品格のある環境に貢献をします。

ご近所からの苦情があったり、他人に迷惑をかけるような営業行為は姉小路界隈には適しません。向こう三軒両隣の居住環境を損なわないようにします。また店舗などの営業をはじめる前に事前説明をします。

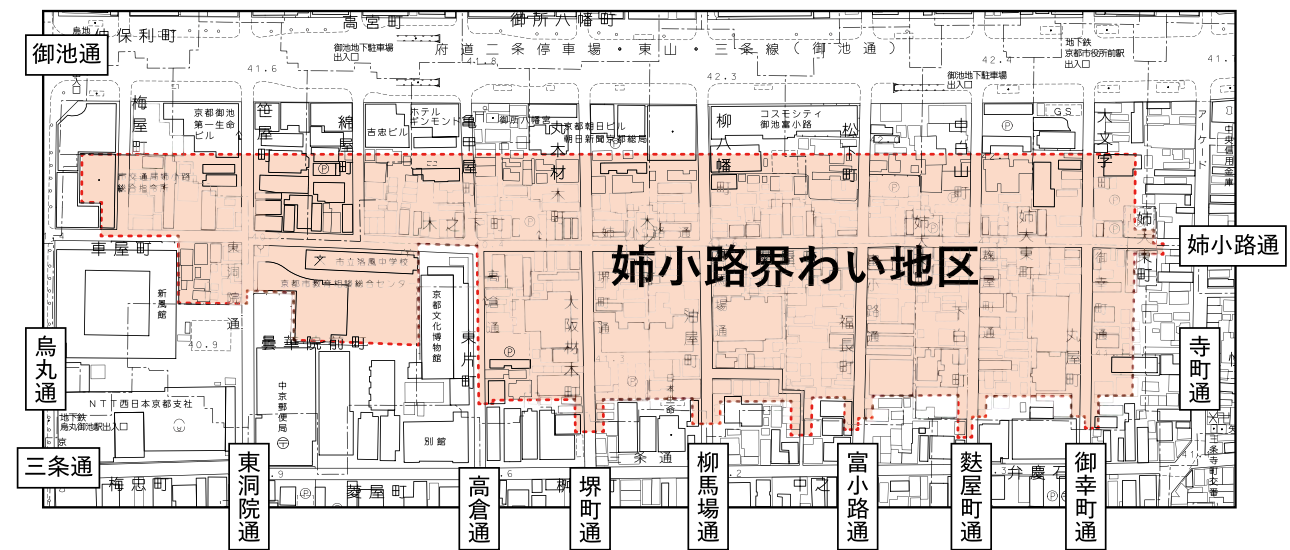
- ・お客さんによる店舗内外における騒音を発生させません。
- ・近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません。
- ・近隣に迷惑をかける深夜の営業をしません。
- ・ゴミ出しのルールを守り、収集時間などに配慮して、近隣に迷惑をかけません。
- ・自転車での来客、通勤する従業者がいる場合には、駐輪スペースを確保します。



6. 意見交換の方法

(1) 協議区域

協議区域は、姉小路界限まちづくり協議会の活動範囲として認定された下記区域内（概ね、南北は御池通と三条通の間、東西は烏丸通と寺町通の間）とします。
(2013 年 7 月に決定された「姉小路界わい地区地区計画」の範囲と同一)



(2) 意見交換の対象

- 1) 地区内における京都市市街地景観整備条例第 47 条に基づく建築物の新築・増改築、外観・外構の変更、広告物・工作物の設置、土地形状の変更など、その他景観に影響を与える行為を行う場合
- 2) 地区内において、新たに営業行為、または業種変更を行う場合



(3) 意見交換の進め方

- 1) 意見交換の申請
 - ・意見交換は、市への申請手続き前の計画段階または設計書書き換え可能段階に行います。
 - ・まずは、建築主（事業主）は、協議会の指定する申請書類に記入し、事務局に提出してください。（指定する書類は協議会のウェブサイトからダウンロードができます）
- 2) 意見交換図書の指定・提出
 - ・意見交換に必要な図書は、対象となる行為、規模、用途などにより、異なります。意見交換の申請後、建築主（事業主）に対して、事務局から「①市に申請予定の図書」「②協議会が指定する図書」の中から規模や用途等に応じて、意見交換のために必要な図書を指定し、連絡いたします。
 - ・意見交換にあたり、建築主（事業主）は、事務局から指定された図書を用意し、事前に事務局に提出してください。
- 3) 意見交換の調整
 - ・事務局が、意見交換に必要な図書を確認した上で、意見交換の日時・場所などについて、事務局から建築主（事業主）及び関係する地域住民に連絡します。
- 4) 意見交換の進め方
 - ・建築主（事業主）から、事前に提出いただいた計画案内容の説明をうけたあとに、両者で意見交換を行います。
 - ・意見交換終了後は、建築主（事業主）が、市に「意見聴取報告書」を提出したあと、事務局に報告書の写しを提出することをお願いしております。

(4) 問い合わせ先

まずは、京都市都市計画局都市景観部景観政策課までご連絡ください。

姉小路界限地域景観づくり計画書／姉小路界限まちづくり協議会

挿画：藤田輝二画伯

装丁：仲村健太郎